

日 薬 業 発 第 288 号
令 和 5 年 11 月 24 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

令和5年12月31日までに電子情報処理組織の使用による請求を開始することとしている医療機関等における医療情報・システム基盤整備体制充実加算の特例について（注意喚起）

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算の取扱いにつきましては、令和4年9月6日付け日薬業発第202号ほかにてお知らせしたところですが、今般、医療情報・システム基盤整備体制充実加算の特例についての周知徹底依頼がございました。

当該特例に係る届出を行い医療情報・システム基盤整備体制充実加算を算定した保険医療機関等が、期限である令和5年12月31日までにオンライン請求を開始しなかった場合には、算定開始日に遡って医療情報・システム基盤整備体制充実加算に係る診療報酬の算定額の返還が必要となります。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和5年11月17日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

令和5年12月31日までに電子情報処理組織の使用による請求を開始すること
としている医療機関等における医療情報・システム基盤整備体制充実加算の特
例について（注意喚起）

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主
管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期
高齢者医療主管課(部)あて連絡しましたので、別添団体各位におかれましても、
関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

事務連絡
令和5年11月17日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

令和5年12月31日までに電子情報処理組織の使用による請求を開始することとしている医療機関等における医療情報・システム基盤整備体制充実加算の特例について
(注意喚起)

医療情報・システム基盤整備体制充実加算については、「電子情報処理組織の使用による請求」（以下「オンライン請求」という。）が要件となっているところ、オンライン請求の推進の観点から、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和5年厚生労働省告示第17号）及び「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和5年厚生労働省告示第18号）において、「令和5年12月31日までに療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を開始する旨の届出を行っている保険医療機関については、同日までの間に限り、第3の3の7の(1)に該当するものとみなす。」などの特例が設けられました。

当該特例等により保険医療機関等のオンライン請求への移行は着実に進んでいるところですが、一方で、当該特例に係る届出を行った保険医療機関等の中には、未だオンライン請求の開始に至っていない保険医療機関等もあるところです。

当該特例に係る届出を行ったことにより医療情報・システム基盤整備体制充実加算を算定した保険医療機関等が、期限である令和5年12月31日までにオンライン請求を開始（電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出を審査支払機関に提出）しなかった場合には、当該特例に係る届出当初から施設基準を満たさなかったこととなり、算定開始日に遡って医療情報・システム基盤整備体制充実加算に係る診療報酬の算定額の返還が必要になりますので、遅滞なくオンライン請求の開始手続きを行うことについて、貴管下の保険医療機関等に対して周知徹底いただきますよう、協力方お願いいたします。

(参考) 関係通知等

○基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）（抄）

第十一 経過措置

三十一 令和5年12月31日までに療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を開始する旨の届出を行っている保険医療機関については、同日までの間に限り、第3の3の7の(1)に該当するものとみなす。

○特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）（抄）

第十七 経過措置

四 令和5年12月31日までに療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を開始する旨の届出を行っている保険薬局については、同日までの間に限り、第15の9の5の(1)に該当するものとみなす。

○「令和5年4月1日からの診療報酬上の特例措置に関する疑義解釈資料の送付について」（令和5年1月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡）（抄）

(別添1) 医科診療報酬点数表関係

(別添3) 歯科診療報酬点数表関係

問1 「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和5年厚生労働省告示第17号）による改正後の「基本診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第62号）において、「令和5年12月31日までに療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を開始する旨の届出を行っている保険医療機関については、同日までの間に限り、第3の3の7の(1)に該当するものとみなす。」とされたが、当該届出を行った保険医療機関において、令和5年12月31日までに、電子情報処理組織の使用による請求が開始されていない場合について、どのように考えればよいか。

答 令和5年12月31日時点で電子情報処理組織の使用による請求が開始されていない場合については、届出時点で医療情報・システム基盤整備体制充実加算の要件を満たさなかったものとして取り扱う。

(別添4) 調剤報酬点数表関係

問1 「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和5年厚生労働省告示第18号）による改正後の「特掲診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）において、「令和5年12月31日までに療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を開始する旨の届出を行っている保険薬局については、同日までの間に限り、第15の9の5の(1)に該当するものとみなす。」とされたが、当該届出を行った保険薬局において、令和5年12月31日までに、電子情報処理組織の使用による請求が開始されていない場合について、どのように考えればよいか。

答 令和5年12月31日時点で電子情報処理組織の使用による請求が開始されていない場合については、届出時点で医療情報・システム基盤整備体制充実加算の要件を満たさなかったものとして取り扱う。